

青森県報

第三千六百六十七号

平成二十一年
十一月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	（健康福祉課）	一
右 同	（同）	一
右 同	（同）	二
右 同	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	（同）	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	（同）	三
道路の供用の開始	（道路課）	三

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定	（農村整備課）	四
出先機関	（東青地域民局）	四
土地改良区の役員の就任及び退任	（同）	四
雑 報	（新産業都市建設事業団）	五
平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第二号）ほか二件の要領	（建設事業団）	五

告 示

青森県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人サ ンメデイコ	弘前市大字城東 中央四丁目一の 三	通所リハ ビリテー ション	弘前市大字城東 中央四丁目一の 三	平成 三・二・一
大東株式会社	つがる市木造中 館田浦四四の一	通所介護	北津軽郡鶴田町 大字鶴泊字前田 九九の三	"

青森県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社大東株式会社	館つがる市木造中 田浦四四の一	通介 所護 介予 護防	まデイ たセ 明ン 日ター ー	九北 九津 の鶴 三泊 三前 田	三・二・一
医療法人杏 林会	一東 二京 二都 二目 五黒 五区 の中	訪介 護予 看護防	リハ ビリ パ ンク 訪問 看護 ステ ーシ ョ	八戸市小中野一 丁目四の四二	三・九一
医療法人サ ンメデイコ	三弘 中前 四市 丁目 一十 の城 一東	シ通 ビ所 リ予 ンテハ ー防	ツ下 ク田 クリ ニ	三弘 中前 四市 丁目 一十 の城 一東	三・二・一
名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類の種	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

青森県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社アイリスケアサー ビス	八戸市小中野一 丁目四の四二	アイリス ケアサ ービス	八戸市小中野四 丁目三の四五	平成 三・九一
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

青森県告示第七百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

株式会社アイリスケアサー ビス	八戸市小中野一 丁目四の四二	アイリス ケアサ ービス	八戸市小中野四 丁目三の四五	平成 三・九一
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

青森県告示第七百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	変更前	変更後
株式会社アイリス	医療法人 仙知会	居宅介護事業者	名 称	名 称
八戸市小中野一丁目四	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四		主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
福祉用具	訪問介護	居宅介護の種類の種	名 称	名 称
アイリスケアセンター	ヘルパー センター ヨステ ーシ ョ ケ ア	居宅介護事業所	名 称	名 称
八戸市大字 河原木字 立山六の二 〇九	弘前市大字 高杉字五反 一田二二〇の		所 在 地	所 在 地
三・五一	平成 三・一〇一	変 更 年 月 日		

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社 ゆとり	合資会社 ゆとり		合資会社 ゆとり	ケアサー ビス
"	"	八戸市諏訪 二丁目六の 一八		の四二
"	"	認知症対 応型共同 生活介護		貸与
"	"	グループ ホーム ゆとり		ケアサー ビス
三戸郡階上 町蒼前六 丁目九の一	三戸郡階上 町蒼前六 丁目九の一	三戸郡階上 町蒼前六 丁目九の一	三戸郡階上 町蒼前六 丁目九の一	八戸市小中 野四丁目三 の四五
一六・七・九		一七・五・六		

青森県告示第七百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
医療法人 仙知会	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	介護予防事業者 名称 主たる事務 所の所在地
介護予防 訪問介護		介護予防 事業の種類
ヘルパー センター ・ヨスアイ ・ケンアイ	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	介護予防事業所 名称 所在地
弘前市大字 高杉字五反 田二二〇の 一	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	所在地
平成 二〇・一		変更 年月日

青森県告示第七百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
特定非営利 活動法人 ケアリ バイブ	弘前市大字中 野四丁目六の 九	居宅介護支援事業者 名称 主たる事務 所の所在地
特定非営利 活動法人 ケアリ バイブ	弘前市大字中 野四丁目六の 九	居宅介護支援事業所 名称 所在地
弘前市大字青 山二丁目二の 六	弘前市大字青 山二丁目二の 六	所在地
平成 三・九・二		変更 年月日

青森県告示第七百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十二月二十六日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道	下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二二 九四林班か小班から 下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二二 九四林班か小班まで	平成三・二・二七

三三八号

下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二二
九四林班た小班から
下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二二
九五林班は小班まで

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、高橋地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 縦覧の場所
- 五 縦覧の場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十七日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	野呂 正幸	青森市浪岡大字浪岡字細田三九の一	平成 三〇・八就任
	太田 一	大字五本松字岡本二一の一	
	山内 哲彌	大字北中野字天王一三の二	
	長谷川 國治	字下嶋田六〇	
	林 久利	大字本郷字平岡九	
	鎌田 清治	字松元九八	
	西塚 義美	大字女鹿沢字西増田二三	
	山内 登	大字下十川字村元六三の一	
	花田 直次	三六	
監 事	成田 敏勝	北津軽郡板柳町大字滝井字川崎二三	
	古村 庸一	青森市浪岡大字北中野字天王五七	
	木村 広見	大字吉野田字木戸口九の一	
	三浦 新一	南津軽郡藤崎町大字富柳字福岡三二二	
	野呂 正幸	青森市浪岡大字浪岡字細田三九の一	三〇・七退任
	太田 一	大字五本松字岡本二一の一	
	山内 哲彌	大字北中野字天王一三の二	
	長谷川 一壽	字中坪一八七の一	
	林 久利	大字本郷字平岡九	
	鎌田 清治	字松元九八	
	西塚 義美	大字女鹿沢字西増田二三	
	山内 登	大字下十川字村元六三の一	
	花田 直次	三六	

雑

報

工藤 貞義	出町 勝彦	成田 繁春	木村 清明	唐牛 俊英	對馬 俊秋	米村 健治	成田 敏勝	長谷川 茂一	工藤 清長	三浦 新一	監事
大字銀字前田二二	大字樽沢字村元五一三	大字郷山前字上野五六の二	大字吉野田字平野二九の二	大字下石川字岡田一五〇	南津軽郡藤崎町大字福館字稲村五七の一	九一 大字久井名館字早稲田二	北津軽郡板柳町大字滝井字川崎二三	青森市浪岡大字北中野字上嶋田三の一	大字吉野田字平野二の一	南津軽郡藤崎町大字富柳字福岡三三二	〃

青森県事業団公告第四号

平成二十一年十一月青森県新産業都市建設事業団理事会臨時会の議を経た平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第二号）ほか二件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十一年十一月二十七日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 事業費用	113,759千円	931千円	114,690千円
第1項 営業費用	113,375千円	931千円	114,306千円

平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	105,092千円	772千円	105,864千円
第1項 営業費用	43,625千円	772千円	44,397千円

平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	37,859千円	297千円	38,156千円
第1項 営業費用	37,790千円	297千円	38,087千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭